

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和4年11月1日 ~ 令和9年10月31日までの5年間

2.内容

1.雇用環境の整備に関する事項

(1)子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：男性の育児取得（産後パパ）育休を促進するための措置の実施事項について周知する

<対策>

- ①令和4年4月からの改正育児・介護休業法をもとに、10月からの「出生時育児休業（産後パパ育休）の周知をするための資料の整備、職員に対しての周知を実施する。
- ②該当職員に対する研修の実施、相談窓口の設置等をする。

目標2：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員	計画期間内に1人以上の取得を目指す。
女性職員	取得率を70%以上を維持する。

<対策>

男性も育児休業を取得できることを職員すべてに周知するために、事業所内の見やすい場所に作成した計画を掲示する。

目標3：計画期間内に、3歳以上小学就学前までの子を養育する職員が希望する場合に利用できる所定外労働の免除制度を実施する。

<対策>

令和4年11月より社内研修・社内広報等を活用し、職員に周知・啓発を図る。

目標4：職員が子どもの看護のための休暇を時間単位で取れることを職員に周知する。

<対策>

看護休暇を取得する際、職員に声をかけ、取得を促す。

目標5：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

<対策>

- ①引きつづき、令和4年11月からも育児休業制度を周知する資料の整備をする。
- ②社内広報等を活用して職員に対して周知・啓発を図る。

(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標6：年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。

<対策>

年次有給休暇の取得促進に向けて、職員に積極的な活用を促す。